

# 柏市立児童相談所設置に関する懇談会

## 第 3 回

---

令和元年8月23日  
柏市

---

# 《次第》

---

## 1 開会

## 2 資料説明について（資料1）

(1) 社会的養護の理念・原理等 スライド1～2

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進等 スライド3～4

(3) 里親制度とフォスタリング機関について スライド5～10

(4) 首都圏における施設，里親委託等の推移 スライド11～13

(5) 柏市における措置児童の状況 スライド14

(6) 措置児童等における進学，就職等の状況 スライド15～16

(7) 横須賀市における施設の状況 スライド17

## 3 委員からの説明（資料2～資料4）

## 4 意見交換

# 1. 社会的養護の基本理念について

---

## ■ 社会的養護の基本理念

### ◎ 子どもの最善の利益のために

#### ・児童福祉法第1条

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」

#### ・児童の権利に関する条約第3条

「児童に関するすべての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益を主として考慮されるものとする。」

### ◎ 社会全体で子どもを育む

・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの

## 2. 社会的養護の原理について

---

### ■ 社会的養護の原理

#### ◎ 家庭養育と個別化

- ・全ての子どもは適切な養育環境で安心して己をゆだねられる養育者に養育されるべき。
- ・「あたりまえの生活」を保障することが重要

#### ◎ 発達の保障と自立支援

- ・未来の人生を作り出す基礎となるよう子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。
- ・愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要
- ・自立した社会生活に必要な基礎力を形成していく。

#### ◎ 回復を目指した支援

- ・虐待や分離体験等による悪影響からの回復を目指した専門的・心理的ケアが必要
- ・安心感を持てる場所で大切にされる体験により信頼関係や自己肯定感を取り戻す

#### ◎ 家族との連携・協働

- ・親と共に・親を支えながら・親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み

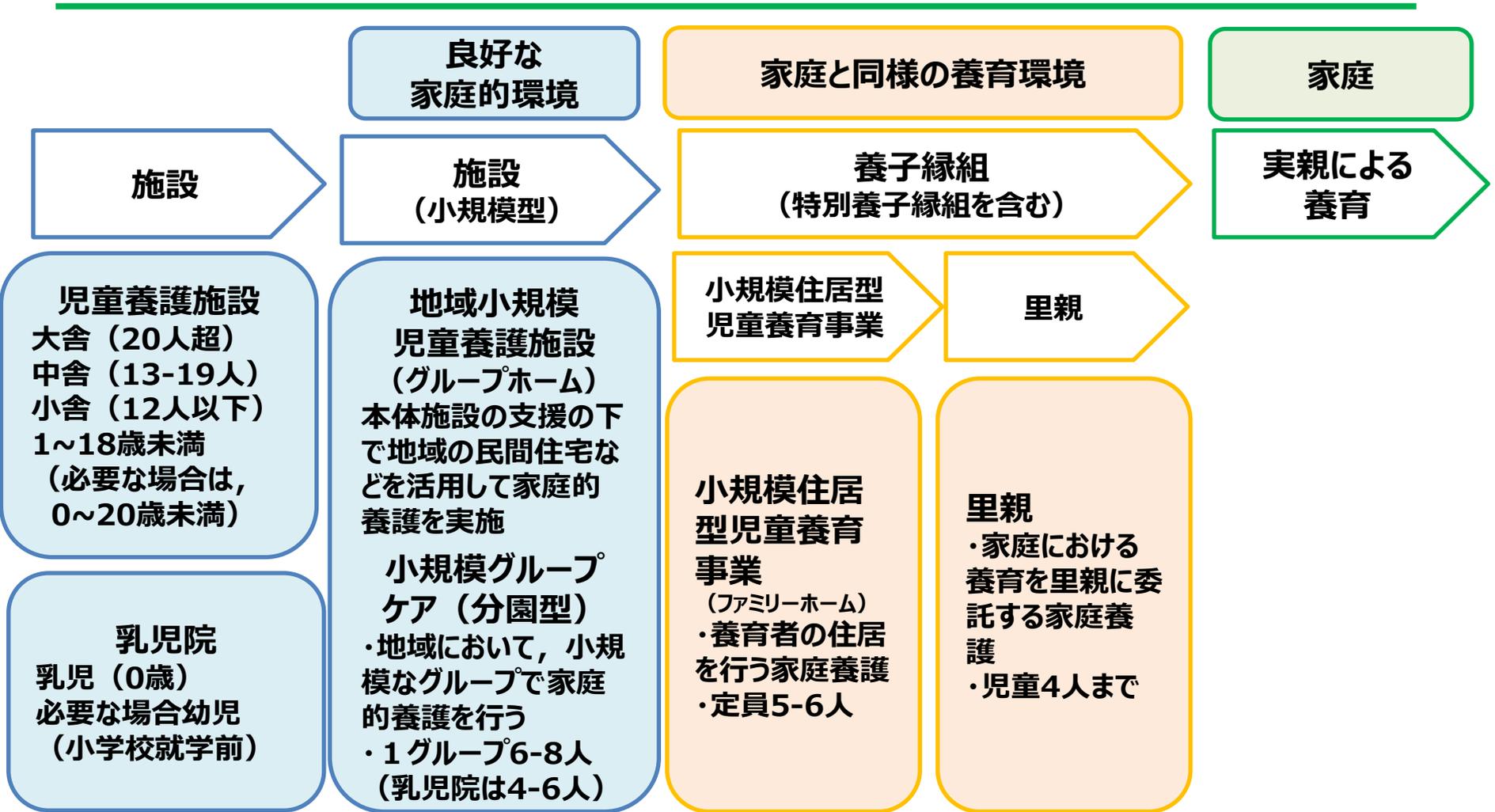
#### ◎ 継続的支援と連携アプローチ

- ・アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育

#### ◎ ライフサイクルを見通した支援

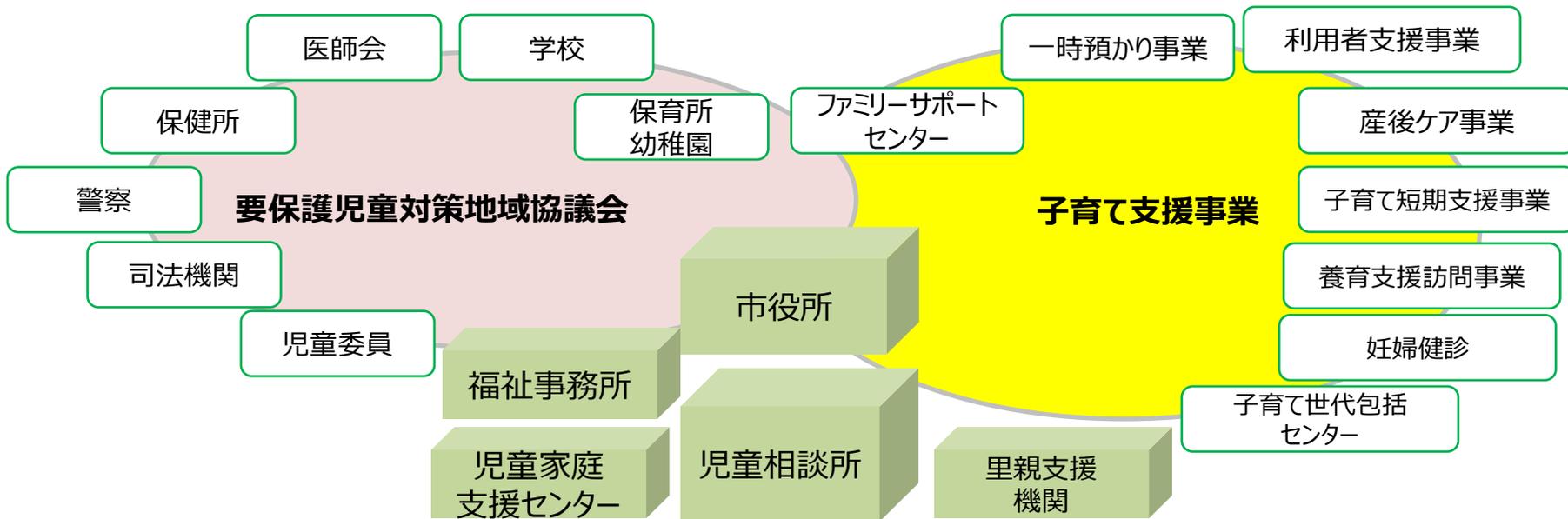
- ・入所や委託を終えた後も長く関わりを持ち続ける
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進



平成28年度の児童福祉法改正では、「家庭同様の養育環境」を目指すとされているが、全国的な割合では約9割の子どもは施設に入所しているのが現状。

# 4. 子育て支援事業と社会的養護



## 【社会的養護】

### 【施設養護】

児童自立支援施設

児童養護施設

児童心理治療施設

乳児院

母子生活支援施設

自立援助ホーム

小規模グループケア

地域小規模児童養護施設

施設が支援

### 【家庭養護】

養育里親

養子縁組希望里親

専門里親

養子縁組

ファミリーホーム

親族里親



# 5. 里親登録（認定）の要件

## 【基本的な要件】

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと（親族里親は除く）
- ③ 里親本人又はその同居人が次の欠格事項に該当していないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く）
  - イ 禁固以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為をした者

養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育里親研修を修了していること</li> <li>※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門里親研修を修了していること</li> <li>・次の要件のいずれかに該当すること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること</li> <li>イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めた者</li> <li>ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者</li> </ul> </li> <li>・委託児童の養育に専念できること</li> <li>・年齢については養育里親と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組里親研修を修了していること</li> <li>※一定年齢に達していることや夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。子どもの成長の過程に応じて必要な気力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること</li> <li>・要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁などによる入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること</li> </ul>

都道府県児童福祉審議会の意見聴取

里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新（更新研修の受講）※専門里親は2年ごと

## 6. 里親制度等に係る主な改正

---

### 平成20年

- ・養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分
- ・養育里親の研修の義務化，里親支援の法定化
- ・養育・専門・親族・養子縁組希望里親の4類型へ

### 平成23年

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）
- ・ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（同居人が成年後被見人等となった時を欠格条項外）
- ・親族里親の定義変更（叔父，叔母には里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定，里親委託ガイドライン改正  
ファミリーホーム要件改正

### 平成28年

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は，児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されること
- ・児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は，児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう，必要な措置を講ずること
- ・里親の普及啓発から里親選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置付け
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化

# 7. H28年度法改正を受けた国の取り組み

---

《児童福祉法改正を受けた取り組み内容》

・今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」の策定

→平成28年の改正児童福祉法の理念等を具体化

(実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標の位置付け)

- ・3歳未満 →概ね5年以内に里親等委託率75%以上
- ・それ以外の就学前の子ども →概ね7年以内に里親等委託率75%以上
- ・学童期以降 →概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上
- ・フォスティング機関事業の整備→遅くとも令和2年度までに完了

・「家庭養育優先原則」を徹底する視点を基にした「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定するとともに、2018年度から可能なものから順次速やかに取組を進めることとする。

・質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスティング業務のあり方を示した「フォスティング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定

## 8. フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及び その業務に関するガイドラインの概要①

---

### I フォスタリング業務とは（児童福祉法第11条第1項第2号）

- ・里親のリクルート及びアセスメント
- ・子どもと里親家庭のマッチング
- ・登録前・後及び委託後における里親に対する研修
- ・里親養育への支援を実施  
（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む）

### II フォスタリング業務の意義

- ・質の高い里親養育を実現・維持し，関係機関による支援ネットワークを形成することで子どもの最善の利益の追求と実現を図るもの
- ・フォスタリング業務は，一貫した体制の下に継続的に提供されることが望ましい。

⇒（具体的には）

- ・委託可能な里親を開拓・育成する
- ・相談しやすく協働できる環境を整備する
- ・安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする

# 9. フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及び その業務に関するガイドラインの概要②

---

## Ⅲ フォスタリング機関と児童相談所

- ・フォスタリング業務は都道府県（児童相談所等）の本来業務だが、民間機関への委託をすることも可能
- ・包括的な業務委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築
- ・民間機関への委託の可否は、都道府県は民間機関を育成する視点をもって、将来的なフォスタリング機関への委託可能性も含めて検討
- ・フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負うこと
- ・民間フォスタリング機関と児童相談所は信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる 等

## Ⅳ フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

○民間フォスタリング機関には、

- ・民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
- ・児童相談所と異なる立場からのサポート等
- ・継続性一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築

といったメリットがある。

# 10. フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及び その業務に関するガイドラインの概要③

---

## V フォスタリング業務の実施方法

※民間フォスタリング機関による実施を念頭に具体的事例を交えつつ記載

### ①里親のリクルート及びアセスメント

- ・認知度向上に向けた取り組みを含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
- ・里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
- ・家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

### ②登録前・後及び委託後における里親に対する研修

- ・里親のスキルアップを目指し、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす。
- ・実践的な内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める。

### ③子どもと里親家庭のマッチング

- ・マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
- ・フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る。

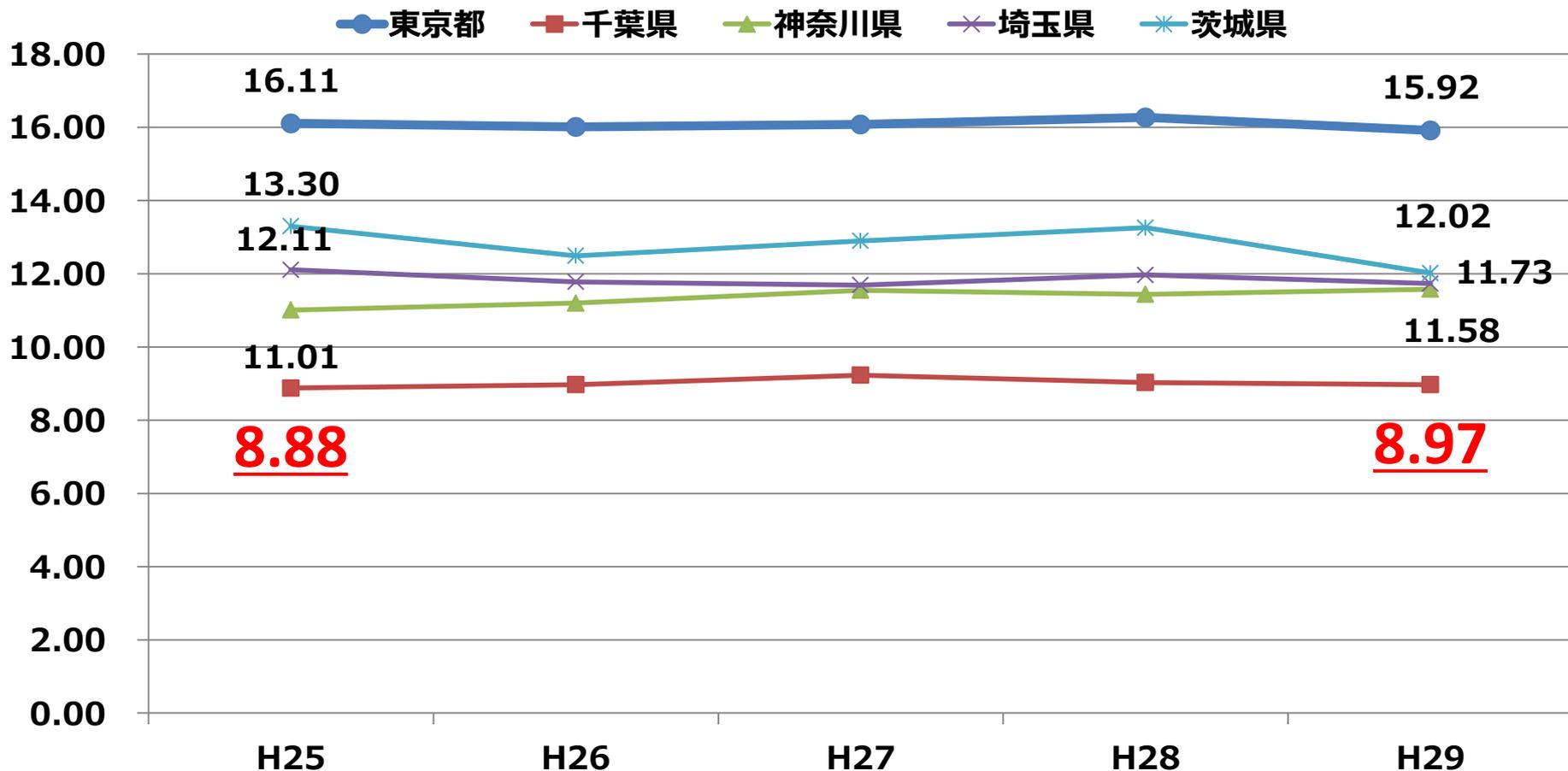
### ④里親養育への支援

- ・定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
- ・実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する。 など

# 1 1. 『施設』措置児童数の推移（首都圏）

## ◆算定方法について

- ・福祉行政報告例で措置児童数を抽出し、住民基本台帳人口で除して**1万人当たり**の措置児童数を算定（住民基本台帳人口における対象年齢は0歳～19歳，各年3月31日現在）
- ・指定都市・中核市（横須賀市）の措置児童数は都道府県単位にまとめて集計



出典：福祉行政報告例

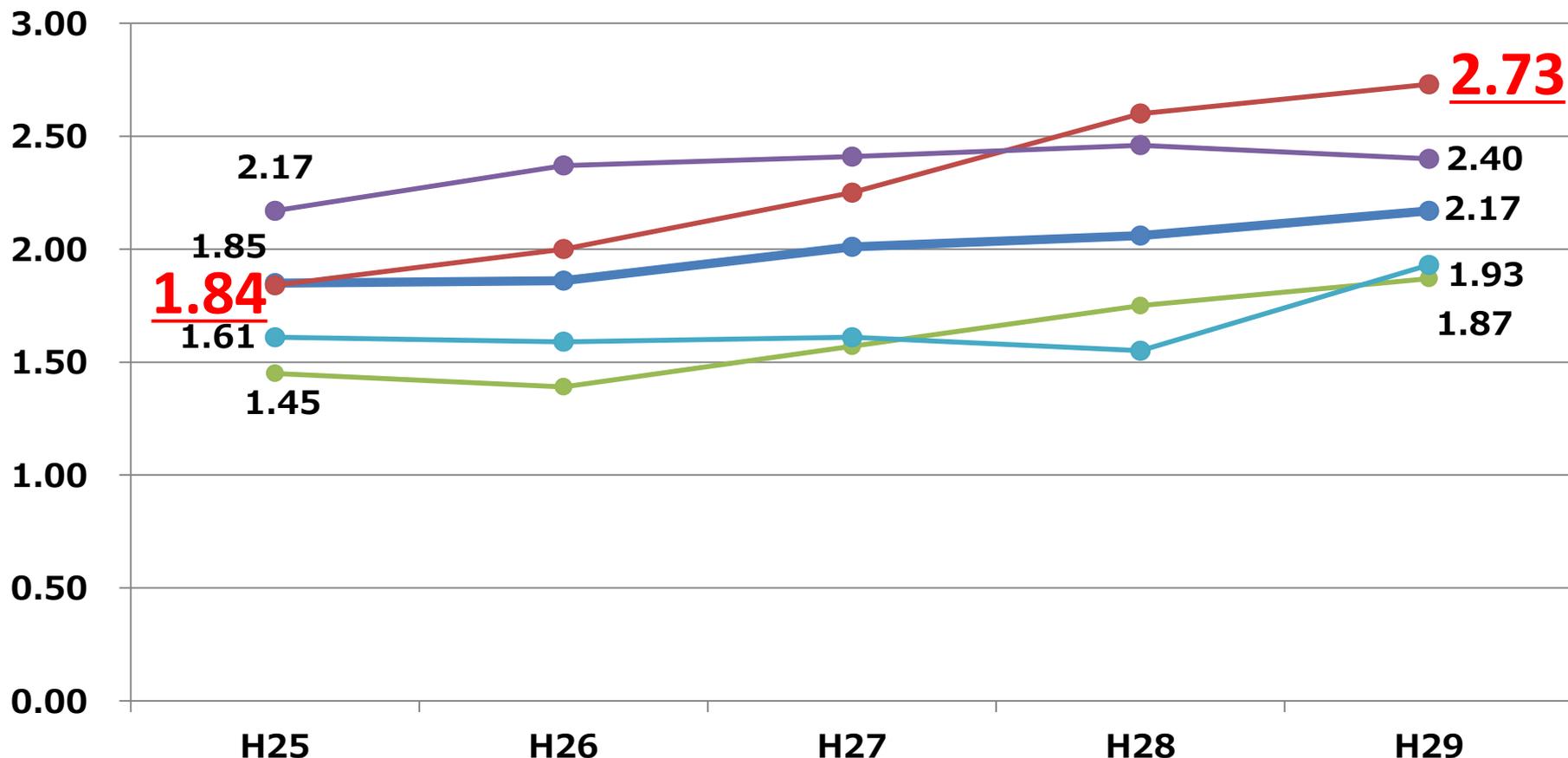
対象施設：乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設，児童自立支援施設

## 12. 『里親・ファミリーホーム』委託の推移（首都圏）

### ◆算定方法について

- ・福祉行政報告例で里親等委託数を抽出。住民基本台帳人口で除して**1万人当たり**の里親等委託数を算定（住民基本台帳人口における対象年齢は0歳～19歳，各年3月31日現在）
- ・指定都市・中核市（横須賀市）の里親等委託数は都道府県単位にまとめて集計

●東京都 ●千葉県 ●神奈川県 ●埼玉県 ●茨城県



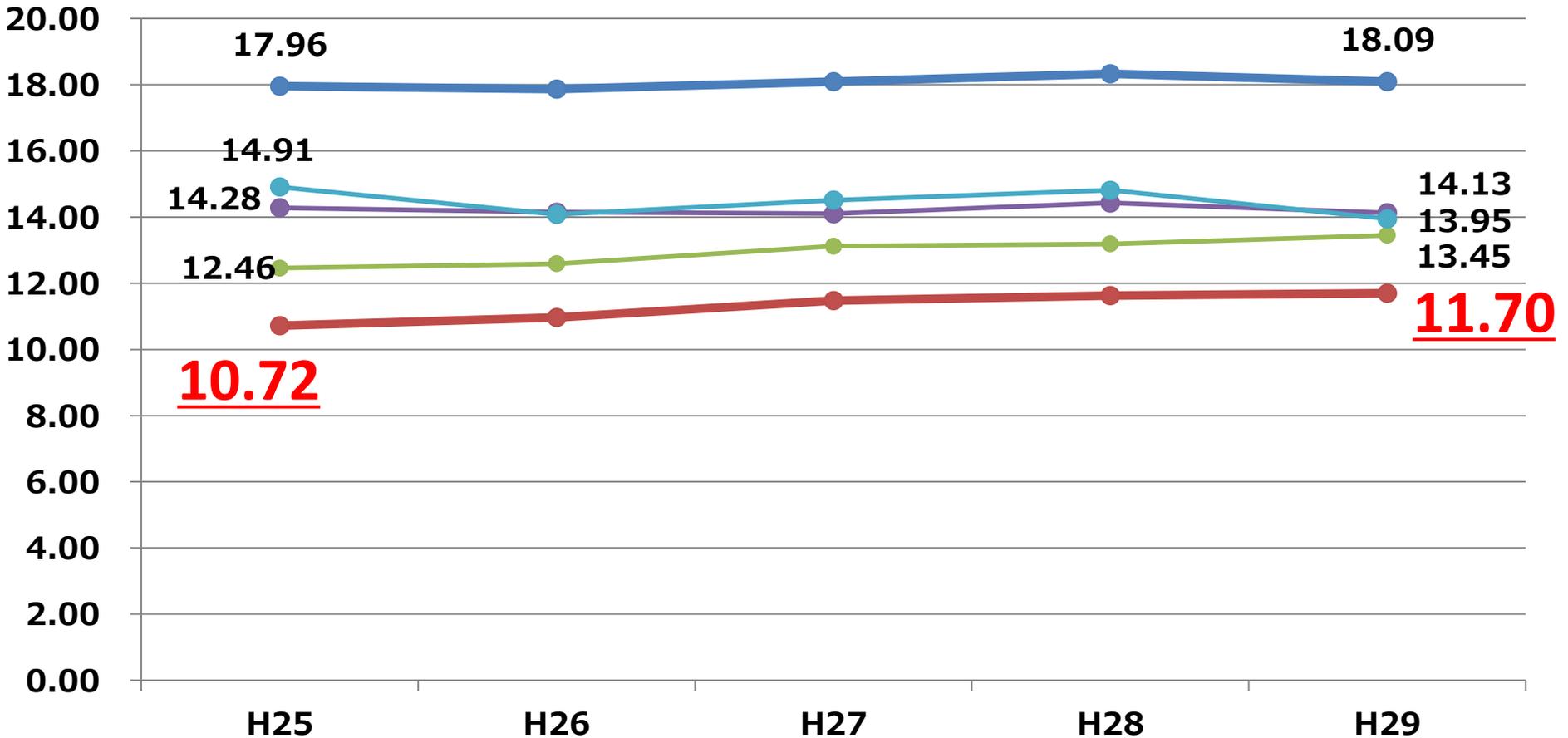
※出典：福祉行政報告例

# 13. 社会的養護全体の推移（首都圏）

## ◆算定方法について

・施設と里親，ファミリーホーム委託を合算したもの

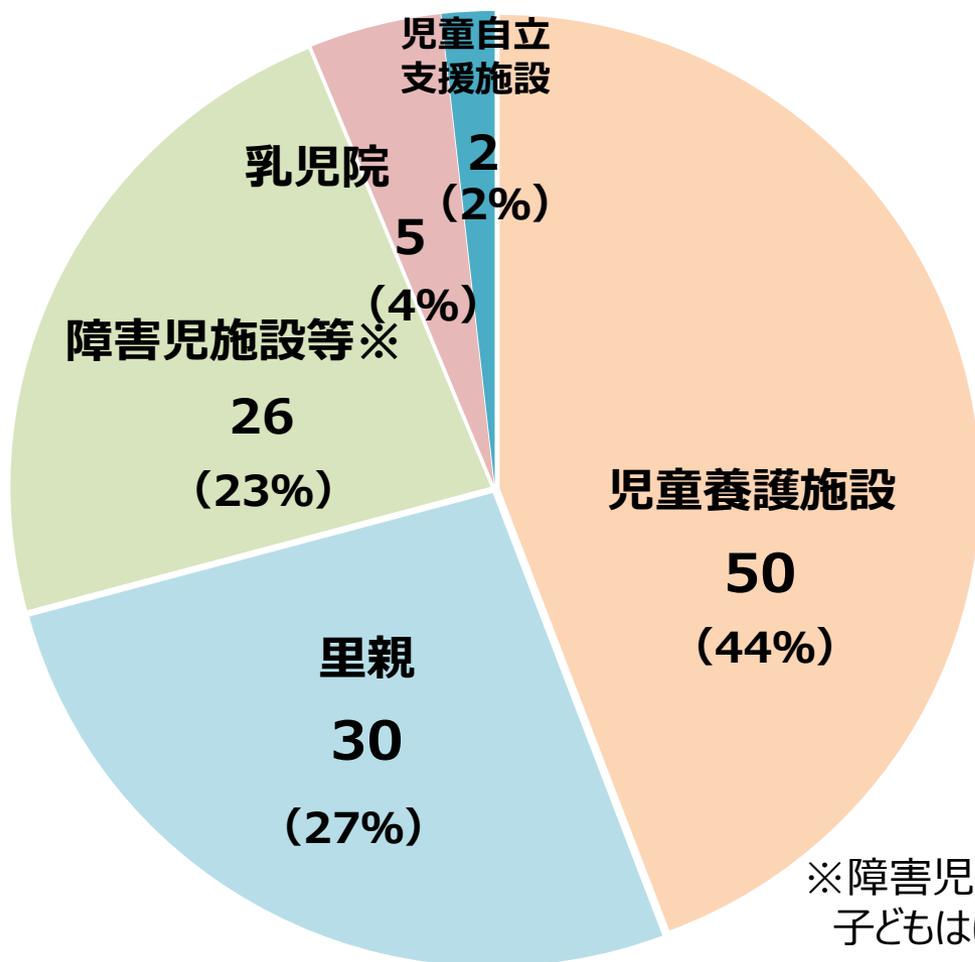
●東京都 ●千葉県 ●神奈川県 ●埼玉県 ●茨城県



※出典：福祉行政報告例

# 14. 柏市の措置状況（平成31年3月31日時点）

措置児童数合計：113人



## ■ 柏市内の施設状況

施設区分	施設数	定員
乳児院	0か所	—
児童養護施設	0か所	—

## ■ 柏市内の里親登録者数，里親委託者数

里親登録者数	うち里親委託者数
39組	14組

※障害児施設等には，措置のほか契約により委託されている子どもはほかに14いる。

# 15. 措置児童等における進学，就職の状況 (中学校卒業後)

## ■ 中学校卒業後の進路

(平成29年度末に中学校を卒業した児童のうち，平成30年5月1日現在の進路)

		進学		就職	その他	計
		高校等	専修学校等			
児童養護 施設児	【千葉県】	68人 (89.5%)	1人 (1.3%)	7人 (9.2%)	0人 (0%)	76人 (100%)
	【全国】	2,204人 (94.1%)	40人 (1.7%)	56人 (2.4%)	42人 (1.8%)	2,342人 (100%)
里親	【千葉県】	7人 (100.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	7人 (100%)
	【全国】	314人 (91.3%)	13人 (3.8%)	10人 (2.9%)	7人 (2.0%)	344人 (100%)
参考：【全中卒者】		1,140千人 (98.8%)	2千人 (0.2%)	3千人 (0.2%)	7千人 (0.6%)	1,151千人 (100%)

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（H31.4）」一部抜粋  
厚生労働省 家庭福祉課調査「社会的養護の現況に関する調査」

# 16. 措置児童等における進学，就職の状況 (高等学校卒業後)

## ■ 高等学校卒業後の進路

(平成29年度末に高等学校を卒業した児童のうち，平成30年5月1日現在の進路)

		進学		就職	その他	計
		大学等	専修学校等			
児童養護 施設児	【千葉県】	6人 (16.7%)	3人 (8.3%)	26人 (72.2%)	1人 (2.8%)	36人 (100%)
	【全国】	276人 (16.1%)	253人 (14.8%)	1,072人 (62.5%)	114人 (6.6%)	1,715人 (100%)
里親	【千葉県】	4人 (50.0%)	1人 (12.5%)	2人 (25.0%)	1人 (12.5%)	8人 (100%)
	【全国】	99人 (28.3%)	61人 (17.4%)	149人 (42.6%)	41人 (11.7%)	350人 (100%)
参考：【全高卒者】		592千人 (52.1%)	246千人 (21.7%)	203千人 (17.9%)	95千人 (8.4%)	1,136千人 (100%)

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（H31.4）」一部抜粋  
厚生労働省 家庭福祉課調査「社会的養護の現況に関する調査」

# 17. 【参考】横須賀市における施設の状況について

## ■ 横須賀市の事例

平成18年4月・・・児童相談所開設（既存の庁舎を活用）

※一時保護所は設置せず，神奈川県に一時保護委託

平成20年4月・・・現児童相談所「はぐくみ館」に移転

※一時保護所も整備

平成23年4月・・・乳児院，児童養護施設開所（施設は合築）

※1階部分（乳児院 定員25人）

2・3階部分（児童養護施設 定員40人）

平成24年4月・・・既存児童養護施設を小規模化，ユニット化の改築（定員80人）

## ■ 横須賀市内の施設状況

施設区分	施設数	定員
乳児院	1か所	25人
児童養護施設	2か所	120人